



市役所からのお知らせ

平成30年度保育所(園)入所申し込みのための書類を配布します

入所申し込みは、児童福祉法に定める手続きですので、入所希望の人は必ず行ってください。

入所対象者

生後50日目から就学前の児童

申し込みができる人

生後50日目から就学前の児童の保護者で、次の要件を満たしている人

- ①市内居住者で住民登録をしている
- ②児童の保護者等が、就労等のため、保育が必要である
- ③その他、特別な事情(病気・介護など)により保育が必要である

※平成30年度中(平成30年4月～平成31年3月末日)に産休・育休明けで仕事復帰または転入で年度途中に入所を予定している人も、次の期間内に手続きを行ってください。

※保育所(園)の入所手続きについては保育所(園)を通して行いますので、別途ご案内します。

書類配布期間

11月6日(月)から配布します。次の期間は会場を設置して配布します。

会場設置期間

11月6日(月)～11月10日(金)

時間

9時～16時30分

場所

市役所第一別館1階第11会議室

※11月13日(月)以降は子育て支援課窓口で配布します。

※例年、会場設置期間(特に初日)は大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

※保育所(園)の入所決定は、先着順ではありません。

※今回は書類の配布のみで、受付は12月12日(火)～16日(土)に行います。

●問い合わせ先 子育て支援課

筑紫野市市街化調整区域整備保全構想(案)への意見を募集します

市では、第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想の策定作業を進めています。

市街化調整区域整備保全構想は、本市の総合行政計画である「総合計画」

や、平成28年3月に策定した「都市計画マスタープラン」などの上位計画に即して策定します。これまでに「地域別意見集約会」や「市街化調整区域整備保全構想策定委員会」を開催し、市民の皆さんや市内関係団体の代表、市職員による意見交換を通じて、計画の内容を検討してきました。

その内容について、さらに市民の皆さんから意見(パブリックコメント)を聞くために、次のとおり第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想(案)を公表し、意見を募集します。

閲覧場所

▽市役所本庁情報公開室

▽各コミュニティセンター

▽市ホームページ

応募資格

▽市内在住、在学、在勤者

▽市内に事務所などを有する人

▽市に対して納税義務を有する人など

意見の募集期間

10月20日(金)～11月20日(月)

※施設休館日などを除きます。

意見の提出方法

「氏名、住所、電話番号」を明記の上、持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

●意見の提出・問い合わせ先

▽あて先 〒818-8686(住所記入不要)

都市計画課 計画担当

▽FAX(921) 1392

▽電子メール toshikei@city.chikushino.fukuoka.jp

※匿名不可。提出された意見に対して個別の回答は行いませんのでご了承ください。

※提出された意見や個人情報情報は目的以外には使用しません。

ちくしの福祉村

第4回公開講座

市民のだけれども、人権と個性を尊重してお互いを支えあい、本市に住む全ての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざして、「ちくしの福祉村」の公開講座を開催します。参加無料で、事前申し込みは必要ありません。手話通訳もあり、だれでも参加できます。

●日時 11月18日(土)、13時30分～15時30分

●場所 カミーリヤ視聴覚室

●テーマ 「あなたの食卓は大丈夫?」 ～どうするの? 子どもの食事情～

●講師 鬼塚 ユキ子先生(生活習慣病予防士、米米倶楽部食育教室主宰)

●託児(定員20人) 託児を希望する場合は、開催日の10日前までに申し込んでください。

●託児申し込み・問い合わせ先

生活福祉課 地域福祉担当

生活福祉課 地域福祉担当

生活福祉課 地域福祉担当

生活福祉課 地域福祉担当



平成30・31年度競争入札 参加資格審査申請を受け 付けます

平成30・31年度に筑紫野市が行う競争入札に参加するためには、資格の審査を受け、有資格者名簿に登載される必要があります。この資格審査を希望する場合は、次の要領で書類を提出してください。

- 申請受付業種
 - ① 建設工事
 - ② 測量・建設コンサルタント等業務
 - ③ 物品・役務提供

● 申請手続きの詳細および申請書類などの入手方法

詳細については、市ホームページ「競争入札参加資格審査申請受付」にて確認をお願いします。また、申請書類などは同ホームページからダウンロードしてください。

● 申請受付期間

11月9日(木)～12月28日(木)

● 提出方法

郵送(郵便または信書便)により、提出してください。

● 競争入札参加資格の有効期間

平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年間)

● 問い合わせ先 財政課 契約担当

マイナンバーカードの申請方法

● マイナンバーカードの特徴

氏名や住所、顔写真がついているため、本人確認書類として利用ができます。また、希望があれば、e-Taxなどの電子申請サービスの利用ができます。

● 申請方法

① 平成27年10月以降に通知カードとともに郵送された「個人番号カード交付申請書」で申請を行います。

※申請書に記載されている氏名、住所などに変更があった場合、お持ちの申請書は使用できません。市民課までご連絡ください。

② 申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。

※返信用封筒の差出有効期間が過ぎている場合や返信用封筒を紛失している場合は、左記の送付先に郵送してください。

《送付先》

〒219-8730 日本郵便株式会社川崎東

郵便局郵便私書箱第2号地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター行

③ 後日、市民課から「個人番号カード交付通知書」(ハガキ)を郵送します。

交付通知書、通知カード、本人確認書類(運転免許証など)を市民課窓口にお持ちください。

※交付は、本人が市民課窓口に来庁する必要があります。

※申請後、交付通知書が届くまで1カ月程度時間がかかります。

● 交付時間

▽月～金曜日 8時30分～17時

▽第2・第4土曜日の9時～12時(12月は第2・第3土曜日)

● 問い合わせ先 市民課

DV被害者支援セミナー

子どもたちの未来のために

臨床心理士として、精神科や児童心理治療施設で多くのDV被害者親子の支援に携わっている講師が、被害者の心理に着目して、DVの影響について具体例を交えながらお話します。

夫婦の問題や子どもへの対応で悩んでいる人、DV被害者の支援に役立てたいと考えている人、子どもたちが健全に育つために大人ができることを一緒に考えてみませんか?

● 日時 11月15日(水)、10時～12時

● 場所 生涯学習センター3階視聴覚室

● 参加費 無料

● 申込方法 電話、FAX、電子メールのいずれかでお申し込みください。

● 託児(無料、6カ月～就学前まで) 託児希望の場合は11月8日(水)までに子どもの「氏名」「年齢」をお知らせください。(先着10人)

● 申し込み・問い合わせ先 男女共同

参画推進課(生涯学習センター内)

▽☎(918)1311

▽FAX(923)0416

▽電子メール

danjo@city.chikushino.fukuoka.jp

暮らしの困りごと相談

ひとりで悩まないで相談ください

市では生活などに困っている人の相談を受けて、経験豊かな支援員が一緒に考え、生活の安定・自立に向け専門機関と連携して支援しています。

ご家族や周りの人からの相談も受付します。

● 相談無料、個人の情報・秘密は守ります

ます

● 相談窓口 暮らしの困りごと相談(市役所第2別館1階)

● 受付時間

月～金曜日の8時30分～17時

(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

● 問い合わせ先

生活福祉課 地域福祉担当

ちくしの人形劇まつりボランティア講習
バルーンアートを作ろう！

11月26日(日)に開催するちくしの人形劇まつりの会場を飾る、色とりどりのバルーンアートを作りましょう！お花やアンパンマン、剣など、イベントやパーティでも応用できます。事前講習会と会場飾りつけの両日参加できる人が対象です。

【事前講習会】

●日時 11月13日(月)、15時～17時

●場所 文化会館研修室

【会場飾りつけ】

●日時 11月25日(土)、14時～17時

●場所 文化会館研修室

●応募期限 10月31日(火)

●申し込み・問い合わせ先

ちくしの人形劇まつり実行委員会事務局(市民図書館内)

☎(928)4943



飲用の井戸水の衛生管理
をしましょう

井戸の水質は、周囲の影響によって、変化することがあります。飲み水に利用している飲用井戸などは、次に気をつけて適切な衛生管理を行いましょう。

●設備は清潔に

井戸などの水源やその周辺を清潔にして、汚水などが入らないようにしましょう。

●水質検査で安全確認を

年に一度は細菌などの一般項目検査を受けましょう。また、新しく使い始めるときや数年に一度は化学物質を含めた全項目検査を受けましょう。水質検査は民間の検査機関をご利用ください。(市や県では行っていません)

※民間の検査機関(市ホームページ↓

分類から探す(生活・環境)↓環境

保全↓飲用井戸などの衛生管理をお願いします)

●問い合わせ先 環境課



消費生活センターだより



消費生活センター相談専用電話

(923) 1741

平日

● 9時～11時45分
● 13時～16時30分

柔軟仕上げ剤の香りについて



洗濯時の仕上げに使用する柔軟剤は衣服の肌触りを良くしたり、吸水性を高めたりする効果がありますが、最近はそのに加えて洗濯中や着用時に香りを楽しめる効果のある商品がとても人気となっています。毎日の忙しい家事の中、素敵な香りですらリラックスできるという楽しみが人気の理由のようです。

このような中、自分が使用した柔軟剤による香りで気分が悪くなったというだけでなく、公共の場やご近所の洗濯物から発せられる香りで具合が悪くなったという相談が目立ってくるようになってきました。

柔軟剤に用いられている香りの主成分は化学物質ですので、体質的に化学物質にアレルギーを

持っている人だけでなく、体調や香りの強さによっては健康な人でも頭が痛くなったり吐き気をもよおしたりと悪い影響を与えることがあります。

メーカーでは、安全性に配慮した香り成分を使用し、利用する人への情報提供として柔軟剤のパッケージに香りの強さの目安や使用量の表示を行い、周りの人への配慮の呼びかけをご案内するなどの取り組みが積極的に行われています。

香りの害と書いて“香害”(こうがい)という言葉も使われ始めてきました。自分が良いと思う香りでも他人にとっては深刻な悩みになることもあるということや香りのマナーにも配慮しながら、毎日の生活に上手に取り入れてください。